○文部科学省告示第八十三号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の四十において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録定期講習機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第百二十一条の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月九日

文部科学大臣　平野　博文

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号	氏名又は名称を公益財団法人原子力安全技術センターとすること	平成二十四年四月一日
公益社団法人日本アイソトープ協会	東京都文京区本駒込二丁目二十八番四十五号	氏名又は名称を公益社団法人日本アイソトープ協会とすること	平成二十四年四月一日
公益社団法人日本放射線技師会	東京都港区浜松町二丁目四番一号世界貿易センタービル三十一階	氏名又は名称を公益社団法人日本放射線技師会とすること	平成二十四年四月一日

○厚生労働省告示第三百三十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、年金特別会計厚生年金勘定より支出される次の表の上欄に掲げる補助金の交付に関する同表の下欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる機関に委任したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十四年四月九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

委任に係る補助金の名称	委任した機関	委任した事務の内容
（項）保険給付費 （目）厚生年金基金等給付費 （厚生年金基金に係るものに限る。）	地方厚生局長及び四国厚生支局長	一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第五条の規定による補助金の交付の申請の受理 二　法第六条の規定による補助金の交付の決定に関する事務のうち申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに法第八条の規定による交付の決定の内容及びこれに付した条件の通知 三　法第七条第一項第四号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認の申請の受理、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 四　法第七条第一項第四号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認の通知 五　法第十条の規定による補助金の交付の決定の取消し並びにその決定の内容及びこれに付した条件の変更に係る通知 六　法第十四条の規定による補助事業の実績報告の受理 七　法第十五条の規定による補助金の額の確定に関する事務のうち、報告書等の審査、必要に応じて行う現地調査等及び確定額の通知 八　法第十八条の規定による補助金の返還の命令に係る通知 九　法第二十三条の規定による補助事業を行う者からの必要な報告の徴収及び当該職員に立入検査等をさせる事務

○厚生労働省告示第三百三十四号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である岩手県環境保健研究センターについて、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第三項の規定により、平成二十四年二月二十日をもってその住所及び試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　住所
　変更前　岩手県盛岡市飯岡新田一地割三十六番一
　変更後　岩手県盛岡市北飯岡一丁目一一番一六号
二　試験検査を行う事業所の所在地
　変更前　岩手県盛岡市飯岡新田一地割三十六番一
　変更後　岩手県盛岡市北飯岡一丁目一一番一六号

○農林水産省告示第九百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市川上字土戸四一八の一から四一八の四まで、四二二の一から四二二の五まで、四二三、四二三の一、四二四の一から四二四の三まで、四三三の一から四三三の四まで、四三四の一から四三四の四まで、四三五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字土戸四一八の一・四二二の一・四二三・四二四の一・四三三の一・四三四の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、四一八の二から四一八の四まで、四二二の二から四二二の五まで、四二四の二、四二四の三、四三三の二から四三三の四まで、四三四の二から四三四の四まで、四三五
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町栗尾字竹ガウト一三八から一五〇まで、一五二、一五四から一五七まで、字郷路三四八の一、三八一、三八二の一、三八二の二、三八三から三九一まで、三九四の二、字百合ケ花三七三、三七四、三七五の一、三七六から三八〇まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備